

(根拠規定)

職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本邦 (略)
- (2) 外国 (略)
- (3) 県内旅行 神奈川県内における旅行、神奈川県と東京都の区に存する区域との間における旅行及び任命権者が知事と協議して指定する職員の特定地域への旅行をいう。
- (4) 県外旅行 前号に定める地域を除いた本邦内及び当該本邦と前号に定める地域との間における旅行をいう。

職員の旅費支給規程

(県内旅行の範囲)

第2条 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例(以下「条例」という。)第2条第1項第3号の規定による指定職員及び当該職員に係る特定地域は、別表第1のとおりとする。

別表第1 (第2条関係)

指定職員	特定地域
神奈川県(相模原市緑区(青根、青野原、青山、太井、小原、小淵、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、烏屋、長竹、中野、名倉、根小屋、日連、牧野、又野、三井、三ケ木、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。以下同じ。)、小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡を除く。)内に在勤庁のある職員	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市
相模原市緑区に在勤庁のある職員	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、上野原市、南都留郡(道志村に限る。)
小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡に在勤庁のある職員	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、駿東郡
東京事務所に勤務する職員	東京都(島を除く。)